

「分野・テーマ別海外販路開拓支援事業のうち分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業」新旧対照表

新	旧	(備考)
<p><u>7 事業実施状況等の報告</u></p> <p><u>(1) 事業実施状況の報告</u></p> <p>事業実施者は、<u>事業の完了日又は令和2年3月16日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により、事業実施結果に係る報告書を作成し、ジェトロに提出しなければならない。ただし、第6の1(3)ただし書きによりジェトロが別途事業の完了日を定めた場合には、ジェトロが別途、報告の提出期限を定める。</u></p> <p><u>(2) 事業成果の報告</u></p> <p>事業実施者は、<u>事業終了年度の翌年度から3年間（第8で別途適切な期間を定めた場合には、当該期間）、毎年度、事業成果について、別記様式第7号により、毎会計年度終了後4ヶ月以内にジェトロに報告するものとする。この際、設定した成果目標に対する事業成果について、目標達成率の背景としての要因分析を行い、報告書に記載するものとする。</u></p> <p><u>(3) ジェトロは、成果目標が達成されない旨の報告を受けた場合には、成果目標の達成につながるよう指導・助言を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p><u>7 実績報告</u></p> <p><u>(1)</u></p> <p>事業実施者は、<u>事業を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は平成32年3月16日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により実績報告書を作成しジェトロに提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p>第8 事業の成果目標</p> <p><u>事業実施者は、事業の目的の達成に向けて、事業の成果を管理するため、別記様式第1号に適切かつ検証可能な指標とともに達成すべき目標値を設定する。この目標が3年を超える場合には、別途適切な期間を設定する。</u></p>	<p>第8 事業の成果目標</p> <p><u>事業実施者は、別記様式第1号に輸出を拡大するための明確な目標を設定する。</u></p>	<p>(変更)</p>

以上